

平成25年1月29日から
平成25年1月29日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号(1月29日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第1号 標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	4
議案第2号 標茶町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第3号 標茶町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	13
議案第4号 標茶町道路構造の技術的基準等を定める条例の制定について	13
議案第5号 標茶町準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について	13
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年1月29日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第 1号 標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 5 議案第 2号 標茶町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 標茶町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 標茶町道路構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 議案第 5号 標茶町準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 住民課 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 建設課 長 | 井上 栄 君 |
| 教 育 長 | 吉原 平 君 |

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成25年標茶町議会第1回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
5番・林君、 6番・黒沼君、 7番・後藤君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、平成23年に、地域の自主性、自立性を高めるため、「地域主権改革一括法」が公布されました。

本町においても法律の施行期日を考慮し、関係する条例を昨年12月定例議会までにすべて上程し、ご審議をいただくことと考えておりましたが、道路、河川、都市公園に関する技術的な基準については、道の条例、近隣市町村との基準内容を十分精査し、検討す

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

る必要から時間を要し、12月の定例議会に上程できなかったものであります。

この度、道路法をはじめ河川法、都市計画法、バリアフリー法に基づく関係条例4本について、ご提案するものであります。

また、昨年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が国会において可決されたことに伴い、法律の規定で市町村の対策本部に関し、必要な事項は市町村の条例で定めることとされており、あわせて、ご提案し議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたくと存じます。

なお、次の1点について補足いたします。

「さくら保育園、標茶幼稚園の新園舎での運用開始」についてであります。

工事を進めてまいりました、さくら保育園、標茶幼稚園の新園舎での運用を開始いたしましたので、ご報告いたします。

ご承知のとおり、新園舎の工事につきましては、工期を2月20日までと定め、進めてまいりましたが、卒園する年長児に、少しでも新しい園舎で保育を受けたいとの思いから、施工業者さんの承諾を得て部分使用が出来ることとなり、さくら保育園は1月15日、幼稚園は始業式の1月16日から保育を開始したところであります。

新しくなった暖かい園舎では、園児たちの歓声も聞かれ、保育園児と幼稚園児の交流も始まっており、また、幼稚園では保護者の要望の多かった給食も始まるなど、順調に運用されております。

なお、町では新園舎の完成式を2月21日に開催予定であります。両園共同イベントとして、保育園、幼稚園の園児が中心となるセレモニーなどを準備しているところであり、議員諸氏におかれましても、ご臨席いただければ幸いに存じます。

今後につきましても、より安全な、より安心な、より快適な園運営に配慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨並びに内容について、ご説明

いたします。

本案は、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されました。

その趣旨は、新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等の発生時における措置等が定められました。

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長を長とする市町村対策本部を設置しなければならないこと、さらに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、市町村対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めることとされたことから、今回、標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第1号。標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定する。

標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、標茶町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

この目的につきましては、ただ今も趣旨のなかで説明しましたが、法第26条は都道府県対策本部に関する必要な事項は都道府県の条例で定めると規定されておりまして、同法第37条の準用規定に基づき標茶町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的としたものであります。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

組織につきましては、法第35条において、市町村対策本部の組織が規定されておりまして本部長、副本部長、本部員の職務を第2条のなかにそれぞれ規定させていただきました。

た。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

ここにつきましては、本部長の責務として総合調整を行うことが求められていることから、情報交換及び連絡調整を円滑に行う場としての会議の招集、必要に応じては国の職員その他町の職員以外の者の会議の出席と意見を求めることを規定しております。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

新型インフルエンザ等対策本部におきましても必要に応じて部を置くことができることとし、その組織をこのなかで規定しております。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

法の規定を受けまして災害対策本部設置に係る基本的な条項については定めさせていただきましたが、さらに対策本部に関し必要な事項は本部長が定めることと規定しております。

附則。この条例は、法の施行の日から施行する。

この条例の施行につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布の日であります平成24年5月11日から換算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますので、法の施行の日からあわせて本条例につきましても施行したいというものであります。

以上で、議案第1号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 会議のなかの2項の部分の本部長はその他町の職員以外の者を会議に出席させるということになっておりますが、インフルエンザに関してですから専門知

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

識を有する方々に出席をさせるということになるかというふうに思いますが、どのような方々を、組織といいますか考えていらっしゃいますか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） ただいま、議員からご指摘ありましたようにインフルエンザが国が中心となりまして緊急事態宣言をされたときにこの会議を開催することになると思うんですが、そのときには国のほうから厚生労働省関係の職員が該当するのかなと思いますが、それ以外につきましても北海道におきましても例えば保健所が釧路にありますのでそういった専門知識のあるかたをこの席にお呼びしてということで情報収集して総合調整をはかるのかなというふうに理解をしております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） いま申されたので理解しようと思うのですが、厚生省となれば国の職員に該当するんだらうなというふうに考えますし、その他町のつていうのは、道の場合はここに入っていないけれども、例えば民間人においてというときにどのような医師とか、歯医者だとか、よくわかりませんがそのような方々を考えていらっしゃらないのか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

いまは国それから道について申し上げましたが、それ以外にも例えば町内で蔓延を防止するために必要な専門知識的を有する人であるとか、あるいは、経済関係をストップさせないために地元の運輸関係とか、交通関係の専門家であるとかそういった方をお招きするとか、そういったいろんな場面が想定されるのかなというところで、その他町の職員以外の者をということでもかなり幅広く呼べるようになってきているのかなというふうに理解しております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） この条例について、新型インフルエンザ等ということでこの等について新型インフルエンザ以外に何か考えられるものがあればお聞きしたいと思います。

それと会議の3条第2項につきまして、意見を求める民間人の方々に要請した場合にこの場合の日当等はどうかたちで考えられているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えしたいと思います。

新型インフルエンザ以外ということではありますが、議員諸氏におかれましては記憶にあるかと思いますが、過去、平成15年にサーズ、重症急性呼吸器症候群があります。

これにつきましては、エボラ出血熱と同等に最高値の危険度をもっているということでもその当ても本部を開きまして、態勢を整えたのがあると思います。最近では鳥インフルエンザが平成22年にあったと思いますが、そういう諸々含めて先ほどいいましたサーズの

対策というのが最高値の部分でありますので、そういう部分では全てを網羅できるのかなというふうに思っているところであります。それから、職員以外の部分の日当等についてはこれから詳細を詰めていくかたちになると思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 新型インフルエンザの対策本部設置について設置基準っていいですか、大変勢力が強くて最近では地区によってはかなりはやっているような話も聞いておりますし、どういった町内においては、例えば患者が何人でたらどうなるのか、そういう設置基準というのか何か目安というのがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

国のほうから、緊急事態として非常事態宣言が発せれるのがWHOが規定しているフェイズ4の状態になったときに非常事態宣言が出されるというふうになってまして、それについては例えば新型インフルエンザの例の鳥に由来する部分でいいますと、その4というのはどういうレベルかという新型インフルエンザが人から人に感染する状況が発生された場合に緊急事態という形になるというふうに国から示されている行動計画の範囲では出されていますので、そういう状況かなと思います。ただ、議員がおしゃった現在一般的に流行しているインフルエンザの分につきましては、それぞれうちの役所でありまして感染した日から5日間のあいだ自宅で療養する、二次感染を拡大しないための措置というかたちでとられておりますし、学校関係は、それぞれ別な基準で学級閉鎖とかあるいは感染の人数によりまして学校閉鎖等の措置を、今ちょっと委員会の詳細の分については把握しておりませんが、そういう形で措置をされているのかなというふうに理解しております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第1号は、直ちに、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第1号は、直ちに、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町都市公園条例の一部改正で、「地域主権改革一括法」の制定に伴い、都市公園法に基づき町が管理する都市公園の配置等の基準及び高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に係る（バリアフリー法）特定公園施設の設備基準を定めることとするため、これらを加えるとともに、法制執務上の文言等を整理し、所要の改正を行うというものでございます。

以下、内容について説明資料1ページからの新旧対照表でご説明申し上げます。

説明資料1ページをお開きください。

対照表ですが、表の右欄が改正前になります。左欄が改正後になります。改正前の欄で下線で示している箇所が改正の対象部分でございまして、左側の欄の網掛けが改正文になります。

まず、第1条から共通ですが、改正前の「公園」の文言の前に都市をつけまして、「都市公園」に改正し、都市公園法で管理する都市公園の規定であることを明確にいたしました。

新設部分で申し上げますと、大項目で二つありまして「都市公園法」を根拠にするところの第2条、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を規定しています。

第3条では、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準を規定しています。

第4条では、町が設置する都市公園の配置及び規模の基準を規定しています。

第10条では、公園施設として設けられる建築物の建築面積、いわゆる建蔽率を定めております。

第項目の二つ目になりますが、いわゆる、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を根拠にするところの2ページになりますが、第5条に移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準で、第5条の部分につきましては9ページ附則の下、別表第1、第5条関係として規定しております。

戻りまして、2ページになりますが、第6条「行為の許可」から8条「行為の禁止」までは、道条例や他の市町村条例を参考に、現状に整合させ整理させていただきました。

8ページになりますが、附則として条例の施行期日を平成25年4月1日から施行するというように規定させていただきました。

なお、一括法で加えられる条例につきましては、国が定めている参酌基準を当てはめることが妥当とし、国の参酌基準と同様な内容で提案いたしております。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容について説明を終了いたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） わからない言葉もたくさん出てくるわけなんですけど、いくつか認識を深めるために聞きたいのですが、市街地という言葉が出てきますが、今現在、標茶町で市街地とほかのところの区分をどういうふうに線引きしているのか、まずお聞きしたいと思います。それから、本町の都市公園の面積の合計はどのくらいあるのか、現在この基準を果たして充たしているのかどうかというのでも聞きたいと思います。

議案の9ページなんですけど、0.25ヘクタールの基準が出てるんですけど、0.25ヘクタールといったら50かける50メートルですか、2,500平米だと思うんですけど、この0.25ヘクタールの基準は本町ではどういう所で充たしているのかっていうのをまず聞きたいと、どういう場所が該当してるか、それから、街の区の内と書いて街区内という言葉が出てきます。街区内とはどういう内容なのか聞きたいと思います。それから、高齢者のほうへって便所の

ところがあるんですけど、現在整備されている箇所はどういうところなのか、また今後予定してるところはあるのかどうか聞きたいと思います。それから、特殊公園という言葉が今の説明されたなかで特殊公園っていうのが出てきますが、動物公園とか植物公園とかいろいろ種類あると思うのですが、虹別の公園が特殊公園って規定しているのはなぜなのかっていうことをちょっと聞きたいと。それから、いろいろ国のほうの説明指針を読んだんですけど、風致公園という言葉も条例のなかに出てきますね。風致公園というのは、僕は多和平がそうかなと一瞬思ったんですけどあそこキャンプ場なんです。で風致公園が今後その本町で造る公園として考えられている予定があるのかどうか、国の指針をみるとこれから先予定のないようなものについては特に条例化する必要がないんじゃないのかなっていう国の指針、助言みたいのがあるわけなんですけど、その辺はどういうふうに考えておられるのか、以上です。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

お答えいたします。

まず、市街地とそれ以外との区分けは、標茶市街地に定めております都市計画区域内とそれ以外というふうにご理解いただければと思います。そのなかには一般的には造られる公園が都市公園法に管理されるものにご理解していただいて結構かと思います。関連して特殊公園というのが虹別に当てはまるんですけど、都市計画区域外につくられた都市公園法に基づいて造られましたが、都市計画区域外につくられておりますので、これにつきましては分類上は特殊公園として都市公園法で定められたなかで設置されたということで、扱いとして分類としては特殊公園というふうにご理解願いたいと思います。

それから、公園の面積でございますが追加資料に出させていただきました都市公園の14箇所の合計で65万1,500平米となります。今これらに定められている分が基準を充たして

いるかどうかという3番目のご質問でございますが、これも追加資料のほうに書かせていただきましたが、今後の都市公園の新設・増設及び改築を行う際に適用されることになりまして、現在造られている公園というのが平成18年のバリアフリー法が制定される以前に作られたものについては充たしてないものもございます。21年かと思うんですけども富士公園を一部、トイレ改修する際に補助事業を使って直しました。そのときにはこのバリアフリー法に沿ったかたちで通路とトイレ等を造っております。今後この条例で定められることによって今までも制令で定められた訳ですけども、改築等においてはこの基準に沿ったかたちで進めていくことになると考えております。それから、9ページ0.25ヘクタールの敷地面積の関係についてお答えいたします。0.25ヘクタール今現状の標茶町都市公園のなかのどの公園に当てはまるかといいますと街区公園とよく私どもがっている公園で、市街地の町内会ごとにあります。資料のほうにも書いてます一番上の参考のところに書いてあります街区公園になりますけれども、各町内会に1個くらいずつあります公園が対象でございます、これにつきましては標茶町の街区公園最低が0.16ヘクタールから最大で4.1ヘクタールでございます。あくまでも0.25充たしていないものもあるわけですけどもその状況で説明が必要になると思いますが、その敷地面積の広げられない条件等々がある場合には、ここで0.25も書き方も標準といたしておりますが、これに努力して止むを得ないものについては、という規定でございます。

標準という意味がそういう少し幅をもっているということでもあります。それから、街区内部なんですけれども、街区内部というのが非常に幅広く使われるわれわれのことばなんですけれどもイメージで申し上げますと標茶町で言いますと一つの町内会というイメージで持っていただければよろしいのかなと思います。常盤町のなかに一つ設ける、例えば街区公園、ただ、桜町で言いますとかなり広い、その時に街区は街区として私たちが物申すときには一つの街区というふうにいうんですけども、桜町のように広がってくるとこれを一つの街区として見るか見ないかっていうのは、それぞれマッチングしない部分もあるかもしれませんが、イメージとしては一つの標茶町でいえば町内会というふうにイメージしていただければと思います。それから、ベンチとかその他整備されているところ、今後の予定につきましては先ほども申し上げましたとおり、あくまでもこれから整備するものにたいして特に規定されているものでございまして、今どこどこにベンチがあるよというのはちょっと資料ないんですけども、便所ですか。トイレですか。

(何か言う声あり)

これらにつきましてもトイレがあるのは旭1号、平和、富士、駒ヶ丘、虹別、麻生これは簡易トイレになりますけれども、それから緑地に簡易トイレの設置等々でございますが、これらを今後改修していくときに、この条例に沿ったかたちでまずは検討してみると、できない場合にはそれなりの説明責任が発生するというふうに理解しております。

風致公園ですが、条例の制定にあたりましては議員おしゃられたとおりこれから予定のないもの、今現状にないものについては条例で制定しなくてもよろしいという規定になっ

でございます。私どものほうでも、どれを入れてどれを入れないかということでこの都市公園のほか部分のことも検討いたしまして、一つは当面これはないだろうなというものについては外しております。ただ、そのなかの規定で、もしかしたらこれを参考にして技術的な判断したほうがいいんだろうなというものについて、今後もしょかしたら造るかもしれない可能性があるものについては、入れるようにしました。前後の関係がありましてこの部分だけ抜くというのもどうかなと思いました。今、標茶の施設のなかになくても今後造る可能性として低いのもかもしれないけれども、入れたほうがいいかなというものについては入れました。もしもこれから入れてないものが造ることになった場合、条例改正いたしまして、先に条例のほうに盛り込みましてその後にものを造っていくという手順になるかと思えます。そして、風致公園につきましては、現状のところ都市公園内に造る予定はもっておりません。あらたに都市計画区域外に特殊公園のようなかたちで定められてということはないわけではないと思えますけれども、現状では考えておりません。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 風致公園については書いてあったんでどこが該当するのかなといういろいろみたんですが、今日の説明資料の中でなかったから、いよいよ造るのかなとちょっと期待をこめて質問したんですが、現状そうであるということはわかりました。

それで、もう一度ちょっと私不理解なものですから聞きたいのですが、市街地というのは、例えば家屋が密集し、連帯している地域、つながっている地域ということで言えば虹別や磯分内や塘路やなんかも市街地としてみていいのかわかるかということが一つです。

それから、さっき便所とベンチとちょっと私の発音が悪かったのかしれませんが、19ページからある便所について第5条の部分です。高齢者向けということで、ここにいう便所は規格をみると「あっこれは車椅子対応の便所のことをいっているのかな」というふうに私思ったんです。それで今後その計画があるのかどうか聞いて終わりにしたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

一点目の磯分内、虹別、標茶市街の市街地としての扱いの考えかたなんですけれども、現状で標茶市街地で都市計画区域内で設定しております。規模的には磯分内、虹別等の集落市街地形成されてるというふうにもとれますし、そうとも言えないという意見もあるかもしれません。考え方といたしましては、都市計画区域を設定することは規制をかけるということが含まれておりますので、安易にかけるものではないなというふうに思っております。

都市計画区域、市街画区域を増やすということは、ある意味規制の範囲を広げることになりますので、できるだけ住民の皆様方に対して与える影響をバランスを考えながら設定しなければならないのではないのかなというふうに理解しております、これまでの国

又は道との指導、意見交換等で各それぞれ歴代の担当が協議してるなかでは標茶市街地とかたちで磯分内、虹別までで、広げなかったという経過ではなかろうかと思います。

今後も当面はその流れで私は考えております。トイレにつきましても今どの公園をこういうふうにしようとか、現状でお答えできるようなものにはなってございません。しかしながら、これから改修等の行われる、地域からの要望でトイレを造った公園ということになれば、この規定に準じてまずは検討してみると、どうしてもできないときはできない説明責任を果たす、ということで駒ヶ丘それから大きい公園等ですでに設置されているものがこの基準に適合するというふうにはなっておりませんが、今後については改築等では検討していくことに適合されるように努力するようになるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は、原案可決されました。

◎議案第3号ないし議案第5号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第3号・議案第4号・議案第5号を一括議題といたします。

議題3案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は「地域主権一括法」の制定に伴い、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」第10条が改正されたことにより、条例の整備を行うものでありますが、これまで、国土交通省令で定められておりました「高齢者、障害者等が円滑に移動できる道路を築造するための基準」について、今般の法改正により、町の条例で定めることとされました。

なお、新条例の運用に当たりましては、バリアフリー法第2条第9号で規定されております「移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路」これを「特定道路」と定義しておりますが、この「特定道路」に対する条例（基準）であります。

この「特定道路」につきましては、現時点で本町に指定された特定道路は存在しませんが、こらからの将来の可能性の手立てとして、バリアフリー法第10条第4項で特定道路以外の道路に対する適合努力規定がありますことから、国の「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を参酌し、検討のうえ国の省令どおりで条例による基準を提案するものであります。

資料につきましては、説明資料の21ページからになります。

ここでは、関係省令との比較を行っておりまして右の欄が関係省令それから左の欄が新条例になります。

整備する条例は、町道の内、「特定道路」に指定後の新設又は改築に当たりまして、第1章では、総則として制定の「趣旨」と使用する用語の「定義」を規定しております。第2章では、特定道路には原則、①歩道を整備すること、②一定以上の有効幅員を設けること③舗装構造、④一定以下の縦断・横断勾配とすること、⑤車道との分離構造を規定しております。第3章では、特定道路で必要な箇所の立体横断施設の構造について規定しています。第4章では、乗合自動車停留所の車道に対する高さとベンチ及び上屋設置を規定しています。第5章では、必要なその他の施設として五つ、①案内標識、②誘導ブロック、③休憩施設、④照明施設、⑤防雪施設の設置について規定しています。

本町では、該当施設がなく今後の可能性の低い「路面電車停留所」と道路管理者が管理する「自動車駐車場」については今回規定しておりません。附則として、1. 平成25年4月1日の施行を規定しています。2. 経過措置として、やむを得ない場合の歩道について附則で規定をさせていただいております。

関係省令との比較でいいますと28ページをちょっとお開きいただきたいんですが、関係省令との比較で標茶町条例のところは、真っ白く書かれておりません。これが比較でございまして、「路面電車停留所」については今回規定しておりませんので、標茶条例のところは空欄になっているという比較の仕方をしております。

以上で、議案第3号の提案趣旨、内容説明を終わります。

続きまして議案第4号の提案の趣旨、内容についてご説明申し上げます。

説明資料は36ページからが比較になりまして、その前のページ、35ページが資料1になりまして技術的基準を定める条例の概要になってございます。

本案は、地域主権一括法の制定に伴い、道路法第30条、45条が改正されたことにより、これまで国で定めていた道路の構造に係る技術的基準を各地方公共団体の条例で定めることとなったことから、本案を提案するものであります。

具体的には、これまで、それぞれ法令、政令、省令等により定められていた基準の内、国がこれまでどおり政令で定める道路の①設計車両、②建築限界、③橋等の設計自動

車荷重を除く技術基準について、今般の法改正により町の条例で定めることとなりました。

説明資料36ページから関係条例との比較を行っておりますのでご参照をお願いいたします。

整備する条例は、大きく二本立てになってございまして、町道の新設又は改築にあたりましては、(1)町道の構造の技術的基準、(2)町道の道路標識の技術的基準でござい

ます。条例案の整備にあたりましては、ネットワークで機能することが求められる道路の性格上、道内及び管内的な統一を図ることが特に必要との判断から、基本的にはこれまで同様、道路構造の一般的な技術基準であります道路法第30条に基づく政令の道路構造令によります参酌基準どおりでの条例案となっておりますが、5点につきましては、積雪寒冷地という北海道の地域性を考慮して、先に北海道が制定しました北海道独自案を本町も採用することが妥当との判断から、北海道条例と同一な形で提案させていただいております。

説明資料36ページから68ページまで関係省令との比較を行っておりますが、内容の概要を説明申し上げますと、(1)第1条、第2条で「条例の趣旨と用語の定義」を規定しています。(2)第3条では「道路の区分」について政令によることを規定しています。(3)第5条「車線」から第42条「歩行者専用道路」までは「道路構造の技術的基準」を規定して

います。(4)第43条になりますが、67ページ道路標識の寸法規定でございまして、これを規則で定めることとして

います。68ページ附則といたしまして、この条例の施行時期を平成25年4月1日とすることを規定させていただきます。経過措置として、条例の施行時点で工事中の例外規定を定めて

おります。続きまして、5点の北海道及び本町独自案の部分につきましては、説明資料35ページ資料-1で説明申し上げます。

議案第4号。

標茶町道路構造の技術的基準等を定める条例(概要)。国の基準との比較、項目(該当する町条例)基準の内容、国の基準(参酌すべき基準)になります。一番右、北海道・町の基準、路肩でございまして、町条例の第8条第8項になりますが国の基準で路肩の幅員は、道路の区分に応じ、最小で0.5メートル以上とするものとする、とございまして、独自案では歩道を整備するほどの歩行者や自転車の交通量がない場合においても、歩行者や自転車の通行スペースの確保のために、路肩の幅員を広げることができる基準を設定しております。これは北海道の交通事情を勘案した文でございまして、本州のほうと比べると大都市以外は歩行者よりも車両のほうは圧倒的に移動が多いということを考えて歩道を整備するほどではないけれども、それを路肩の分で対応することを可能として

二つ目、停車帯、これは第9条第1項に該当します。都市部の道路には、必要がある場合に停車帯を設けるものとする。独自案では郊外地の道路においても停車帯を設けることができる、できる基準を設定するというものでございまして、これも北海道の地域性でございまして、北海道の場合には郊外に観光地等があるケースが多いということで、北海道のほうで都市部に限らず郊外地においても車線、走る車線のほかに停車する、市街地等で白線の外側に出て広く1台分ぐらい停めるスペースを設ける場合があるんですが、このことが停車帯といわれてます。国道さん等で郊外のところに大きく改めて駐車帯をつくるあのイメージではなくて、市街地のなかで白線の外側に車1台駐車できるスペースをとることを停車帯と呼んでおりますが、それを郊外にも状況に応じてできる規定を設けております。

歩道第12条第3項に該当しますが、国の基準では歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとするになってございまして、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員（2メートル以上）での整備が困難な場合、例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5メートルまで歩道の幅員を縮小することができる基準を設定するというものでございまして、国の規定では2メートル以上というふうになっておりますが、逆に2メートルいかない、説明がつかないような事情の場合は、歩道がつけられないことになるんですが、これを明確にやむを得ない規定ではなくて、北海道とうちのほうでは1.5メートルまでは歩道としてつけようよ、ということを確認化するために、できる規定を設定したいというものでございます。

それから、第14条の堆雪幅これは国の基準はありません。独自案としては積雪寒冷地域であることから、道路に除雪による堆雪スペースを設けることが出来るような基準を設定、これもできる規定でございまして、積雪寒冷地であります北海道の場合には、夏の間だけのことを考えて道路をつくと雪が降って除雪をしたあとの場合に支障をきたすケースが多いものですから、これまでも北海道の道路をつくる基準のなかで国との協議のなかで一定程度認められてた部分でございまして、これを明確化したということになります。堆雪スペース、それは改めて大きく幅をとるということには限りませんで、今現状で夏場は側溝になってる部分とか、そういうところに雪を押すスペースとして、場合によってはそのスペースも設けることができるよということを確認化したものでございます。

最後に五点目、視距これは、進行方向の前方に障害等を認め、衝突しないように制動をかけて停止することができる道路の延長)でございまして、第22条第1項に該当します。

国の基準では下の表のとおり設計速度、右が視距になります。設計速度それぞれ、60キロ、50キロ、40キロ、30キロ、20キロになりますが、視距が60キロで75メートル以上、50キロで55メートル以上、40キロで40メートル以上、30キロで30メートル以上、時速20キロで走る場合に20メートル以上という国の規定に対しまして、積雪寒冷地域でありますこ

とを考慮して、氷結した路面での制動停止距離を考慮した視距とすることができるような、できる基準を設定したいというものでございまして、設計速度視距60キロメートルで走る場合、視距で100メートル以上とるように道路設計を行うというものでございます。時速50キロの場合は70メートル以上、時速40キロの場合は45メートル以上、時速30キロの場合には30メートル以上、時速20キロの場合は25メートル以上、ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、縮小は可能とするというただし書きの状況であります。

通常本町の道路を新設改良するときには、設計速度というのはだいたい時速40キロを設計速度として設定します。それに伴ってこの基準で定められているさまざまな基準曲線半径ですとか、各区等について基準を一括するようにつくっているという流れでございませぬ。

以上で、議案第4号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

説明資料の77ページからの比較表になります。

本案は、地域主権一括法の制定に伴い、河川法第100条が改正されたことにより、河川法を準用する準用河川について、これまでの国の政令で定められていた「河川管理施設等の構造に関する基準」の本町に必要な部分を、町条例で定められることになったことから、本案を提案するものであります。

準用河川についてでございますが、追加資料のなかにも書かせていただきましたが、準用河川は、河川法で規定する1級河川（国が指定）、2級河川（道が指定）、それ以外の町が管理します普通河川のうち、町が公共性の見地から重要と考える河川を指定・管理するもので、2級河川に関する規定を準用する河川になりますが、本町には現在以下の5河川が指定されております。

追加説明資料の一番下の参考のところになりますが、

- ①磯分内地区で、弟子屈町との町界を流れるコムケツ川の下流部付近
- ②多和育成牧場から磯分内乙西地区へ流れるオタツニウシ川の上流部と中流部
- ③同じくその支流になります牧場内を流れる支オタツニウシ川
- ④市街地平和地区から桜地区へ流れるオモチャリ川の市街地部分
- ⑤虹別オートキャンプ場内を流れるシワンベツ川のキャンプ場区域内

この5河川が準用河川の指定をうけております。

準用河川の指定に至った経過につきましては、5河川いずれも国の補助事業又は災害関連事業等で整備する際に指定された区間でございまして、それぞれ指定区間は護岸等の一定の整備事業が完了しておりますことから、今般の条例制定の技術基準は、これらの準用河川指定区間の改築あるいは、今後、指定に至った場合の河川についての整備事業に適用されることとなりますことから、本案は、これまで適用していた準用河川の一般的技術基準であります「河川管理施設等の構造に関する基準」を参酌した結果、政令と同一の基準で提案するものでございます。

説明資料77ページから関係省令との比較を行っておりますが、

- (1) 第1章総則 第1条、第2条で趣旨と用語の定義を規定
- (2) 第2章では、堤防の構造について規定
- (3) 第3章では、河床安定のために河川横断して設けられる床止めについて規定
- (4) 第4章では、河川流水を制御するために河川を横断して設けられる高さ15メートル未満のダム以外の施設「堰」について規定
- (5) 第5章では、水門及び樋門について規定、このなかのゲートの部分が水門樋門の本体はないんですが、ゲートの部分が該当する施設があるものですからこれについては規定しています。
- (6) 第6章では、橋、橋梁について規定しています。
- (7) 第7章では、用水又は排水施設である開水路が河川と交差する場合に必要となる「伏せ越し」、逆サイホンやポンプ圧送について規定
- (8) 第8章では、雑則として、「適用除外」と「特例」を規定
高さ15メートル以上になります「ダム」と「揚水・排水機場及び取水塔」は現時点では条例からはずした。

附則として条例の施行期日を平成25年4月1日とすること。経過措置として、施行時点での施行中の場合の例外を規定しています。

以上で、議案第5号の提案趣旨及び内容説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 議題3案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに議案第3号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第3号の質疑は終わります。

次に議案第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 議案第4号の資料1の標茶町道路構造の技術的基準等を定める条例、道の基準と一緒にということですが、ちょっと聞きたいんですが、たまたま私20年位前になると思いますが、農村景観のいろいろ話で、いろいろ相談した経過がありまして、多分建設課長知ってると思うんですけども、虹別のある部分では、農村景観を生かすため道路と横の側溝の高さを勝手に変えたみたいのもありますけれども、要は、町長も知ってるとは思いますが、アメリカではよく道路側溝がかなり低く浅くて、例えば車が落ちててもそのまま走っていける状況がたくさんあると思います。

特にフリーウェイなんかそうだと思いますけれども、そういうのが農村景観に合うん

でないかということで20年位前になると思うんですが、やった経緯がありますけれども、それらについての見解っていうのか、ちょっと聞きたいと思うんですがお願いします。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 年度はちょっと忘れちゃったけれども、今、議員おっしゃった虹別地区からご相談受けたなかで、通常ですと道路側溝は、道路をつくりまして、法面がありまして、その下に水が流れる側溝をつくるのが標準なんですけど、虹別地区のような平らで景観も大事にしているところについては、側溝をやめてしまってそのままゆるやかに草地と或いは住宅の前の芝生とゆるやかな状態で、つくったらいかがかという提案をうけまして、当時もルール上はアウトではないけれども、非常に難しいということがございましたが、難しい部分というのが、排水部分の責任をどうするのかという部分がございます、側溝をつくるのが原則になっていまして、末端までつくることが原則となっておりますので、なかなか難しいところがありました。ただ、北海道の関係する方々とも、いろいろ議論させていただいた部分につきましては、もともと、うちの地区は、酪農が中心で牧草地が隣接しているところが多い場合には、末端まで排水を道路管理者が責任もてる状況ではなくて、草地のなかに、はけ口を作らざるを得ない方法をとっているんだということで、完全に法令上で認めることに至りませんでしたけれども、部分的に地権者さんとの理解を得られて、その道路の水が入ってもかまわないよという状況、洪水のときにも畑のなかは原則流れる状況を認めていただいたケースのときには、その部分をつくったことがあります。

その後、虹別地区等で道路をつくったそういう話が出たときには、やはり地権者さんとの協議、地域さんとのなかで協議をさせていただいて、後々説明責任を果せるような状態で、国・道に対してでもそうですが、その場合には議員おっしゃった方式をとることも悪いことではないと理解しておりますし、今後もそういうふうに考えていきたいと思っております。ただ、それを全てに広めるとなると難しい問題があるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第4号の質疑は終わります。

次に議案第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 先ほどの説明のなかで、準用河川の部分で虹別オートキャンプ場内のシワンベツ川のキャンプ場内区域、これは今、現存している昔のダムというか堰の施設があると思うんですが、あれには入っているんですか、入っていないんですか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

○建設課長（井上 栄君） 場所ということで、堰は入っておりまして堰から上流のキャンプ場エリアを指定しているんですが、実際にキャンプをする場所の面積に隣接しているシワンベツ川の分を準用河川に指定して、当時ダムの補修をしたと、準用河川の基準に沿って補修したということでその分も入ってございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 関連質問ですが、今現状でかなりシワンベツ川のダムのすぐ上流ですが土砂が堆積してきて、浅くなっている。たまたま先日も。ちょっと、そういう話も聞きましたのでそれらの堆積した土砂については、準用河川の場合はどういうふう処理されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） あくまでも管理するのは河川管理者である町長の判断になります。準用河川に指定されて規定上は二級河川の規定が適用されるよというのが準用河川の場合はなるんですけれども、どういう形でやるかという部分につきましては技術的な話になりますけれども、今、堆積している部分についてのやり方、やるやらないの判断どのようにしてやるかという部分については、準用河川に指定している分については、町長が判断できるということが言えると思います。これが一級や二級河川に指定されておりますと町は手が出せないというものに区分けがされるといふふうにご理解いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） この河川について、エネルギーの部分で小水力発電という部分でこの河川を使って、そういうものが考えられると思いますけれども、それに対応した部分で町としてどのような考えを持たれているのか、現時点での話をお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 小水力発電の可能性については、否定するものではございませんが、私も小水力発電の部分、全国的な動き等々を若干、情報収集して経過もありまして、現実的には本州等では調査をして、可能な地区を調べて民間レベルが中心になって、小水力発電をやっている話は聞いておりますが、北海道、特に本町含めてのことで当てはめてみますと結論的には非常に難しいというふうに思っております。といいますのは、この北海道のこの広さのなかで、標茶町のこの広さのなかで、小水力発電を使って、まず面倒みることが、発電機自体を回していくところが、出来るだけ近いほうが管理しやすいんですが、遠く離れた場合には、非常に管理自体が難しくなるから民間さんもなかなか手を出せないのではないだろうな、それは公共がやっても同じ経費がかかるだろうなと、それに見合う電気が発電できることが、可能かどうか、送電するための施設を遠く離れば離れるほど結局不利になってくる。民間さんが手を出せない、出しにくいというのはそういう

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

ところにあるのかなと、ただ、これからこれらのエネルギー関係ってというのは、どのように発展しているのか、今この段階でも私の存じ上げない部分が発展しているかもしれないし、私の今の見解のなかではなかなか現実的には難しいんだなというふうに思っております。見解として私は今そういうふうに思っています。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、非常に困難な部分というのは、建設課長が言うとおりでありまして、さまざまな課題があると思います。ただ、町といたしましても再生エネルギーも、さまざまなかたちで追求するというのもありますものですから、一つの可能性として道の企業局の協力、知恵をお借りしてシワンベツダムのところ、もともと発電をしているところですから、例えばそういうところで可能性はないのかというような調査も一部行っておりますので、非常に困難だというのは間違いないことなのでありますが、可能性については追求しているところなのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、議題3案の質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題3案は、直ちに、総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議題3案は、直ちに、総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成25年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前11時21分閉会）

平成25年標茶町議会第1回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 5番 林 博

署名議員 6番 黒沼俊幸

署名議員 7番 後藤 勲